

# 保険料の決め方・納め方

社会全体で介護保険を支えています

**特別徴収** 年金が年額  
18万円以上の人

4・6・8・10・12・2月に年金より天引きになります。

- 老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。



特別徴収の人は

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は基本的に前年度2月分の保険料額をそのまま納付します（仮徴収）。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに、本年度の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を納付します。（本徴収）。

## 保険料を滞納すると…

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1～3割ですが、保険料を滞納していると滞納機関に応じて次のような措置がとられる場合があります。

### 《1年間滞納した場合》

サービス利用時にいったん利用料の全額を自己負担する必要があります。（あとで7～9割相当分払い戻されます。）

### 《1年6ヵ月滞納した場合》

あとで払い戻される7～9割相当分のうちの一部または全部が差し止められます。

なおも滞納が続く場合は差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

### 2年以上滞納した場合

1～3割である利用者負担額が3～4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

**普通徴収** 年金が年額  
18万円未満の人

送付される納付書にもとづき、介護保険料を大川市に個別に納めます。

- 大川市が送付する納付書を持って、大川市指定の金融機関又はコンビニエンスストアで納付します。



普通徴収の人は

→納付書で各自納めます（普通徴収）  
年8回納付していただきます

**口座振替が便利です**

納付書と預・貯金通帳、登録印鑑をお持ちになり金融機関で直接お申し込みください。

次の場合は、納付書（普通徴収）での納付となります。

- 年金が年額18万円未満の人
- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で転入してきたとき
- 年度の所得段階区分が変更になったとき
- 保険料が減額になったとき
- 年金が一時差し止めになったとき など

# 介護保険料Q & A

あなたの疑問にお答えします



**Q** 介護サービスを利用していませんが、保険料を納めるのですか？

**A** 介護保険は老後の安心を社会全体で支え合う制度です。サービス利用の有無にかかわらず、40歳以上のおみなさんに納めていただきます。介護が必要になったとき安心してサービスを利用するためにも、納付にご協力ください。

**Q** 特徴（年金天引き）を口座振替に変更することはできますか？

**A** 年金天引きは、介護保険法第135条などの定めにより、災害等特別な事情がある場合を除き、年額18万円以上の年金給付がある場合は特別徴収としなければならないと規定されており、口座振替などへの変更はできません。

**Q** 月によって、年金天引き額が違うのはなぜですか？

**A** 仮決定・本決定という保険料の決定方式などにより、月によって天引き額が違いますが、最終的には所得段階ごとの年間保険料になります。ご不明なときは、大川市健康課介護保険係までお問い合わせください。

**Q** 今年収入が増えた（減った）が、保険料は変わりますか？

**A** 保険料は前年の所得に基づいて決定しているため、今年の収入の変動は来年の保険料に影響することになります。

**Q** 知人と年金額が同じであるのに保険料が違うのは？

**A** 保険料の算定は年金収入だけでなく、それ以外の収入も合わせて計算します。また、本人が住民税非課税の場合であっても、同一世帯の中に課税者がいる場合は、保険料が異なります。

**Q** 最近65歳に達し、介護保険料の納付書が届きましたが、国民健康保険料からも介護保険料を支払っています。重複しているのでは？

**A** 国民健康保険税のうち介護保険料は40～64歳までの第2号保険料といいますが、今年度の健康保険税には、65歳に達する前月分までの介護分を月割計算し、12ヵ月分で分割して賦課されています。したがって重複とはなっていません。詳しくは大川市市民課国保年金係までお問い合わせください。

**Q** 特徴（年金天引き）で納めているのに、納付書が届きました。なぜですか？

**A** 所得変更等により年度途中で保険料が増額になった場合は、増額分を納付書で納めます（併用徴収）。